

事業ごみ

- ◆事業活動に伴って出たごみは事業者の責任で処理するよう法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で義務付けられています。

これらを処理するには許可業者に委託し処理します（有料）。

許可業者と協議して、費用・収集方法・収集頻度などを決定の上、直接契約してください。



◆事業者とは

業種の種類や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず、事業を営む者を事業者といいます。

従って、個人の事業を営む者から会社、工場、公共施設などで事業を営む者まで全てが対象となります。

◆事業ごみ（事業系一般廃棄物）とは

店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院、官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から出された産業廃棄物以外の廃棄物を事業ごみ（事業系一般廃棄物）と言います。

例えば食堂から出た調理くず、食べ残し、商店からのダンボール、包装材、空きかん、空きびん、事務所からの紙ごみなどが含まれます。「量が少ない」「家庭から出るごみと内容が変わらない」から「事業ごみ」ではないのでは、と判断されている方がいらっしゃいますが、事業・営業に関連して出るごみはすべて「事業ごみ」となり、「自己処理」していただきます。例えば従業員の方が飲んだお茶の「茶がら」、食べた「お弁当の残り」なども事業所から出ますと「事業ごみ」になります。「質」や「量」ではありません。

◆産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（印刷出版業・製本業・印刷物加工業に係わるもの）、ゴムくず、解体に伴う木くず、繊維くず、ガラス及び陶磁器くず、金属くず、建築廃材などです。産業廃棄物処理許可業者につきましては下記にお問い合わせください。

埼玉県越谷環境管理事務所

☎048-966-2311

三郷市一般廃棄物収集運搬許可業者

業 者 名	所 在 地	電話番号
株式会社 島村興産	三郷市三郷2-7-4	048-952-2038
株式会社 三郷興業	三郷市半田484-1	048-957-3001
株式会社 三栄興業	三郷市戸ヶ崎3-347	048-955-1632
有限会社 根本清掃	三郷市戸ヶ崎4-256	048-955-2466
有限会社 鈴木清掃	三郷市谷口111-1	048-952-1067
新井清掃 株式会社	三郷市采女1-5-2	048-957-8110
三郷市一般廃棄物収集運搬業者（限定許可）		
エスシーエス 株式会社	草加市青柳2-19-10	048-936-1234
株式会社 十河サービス	板橋区南常盤台1-18-7	03-5995-3701

その他

不法投棄について

不法投棄は犯罪です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁じられており、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人については3億円以下）の罰金、またはこれを併科という非常に厳しい刑に処せられます。しかし、投棄した者を特定できない場合、投棄物を処分するのはその土地の管理者（所有者）です。

不法投棄をされたうえ、時間や費用をかけて処分することに納得いかない方も多いことと思いますが、不法投棄する心無い人がいる限り、このような被害が起こってしまいます。

このような被害を防ぐためには、私有地を管理する皆様も対策をすることが必要です。クリーンライフ課では看板等のお渡しをしていますので、お困りの場合はご連絡ください。

動物の遺体について

- ・飼っていた動物が亡くなってしまったら

1体7,000円にてお引き取りいたします。その後は他の動物と合同火葬・合同埋葬となるためお参りをしたり、お骨を返したりできなくなってしまいます。ご了承いただける場合はクリーンライフ課までご連絡ください。

- ・路上で動物が亡くなっているのを見かけたら
クリーンライフ課までご連絡ください。

よくある問い合わせ

Q. ○○の捨て方がわからない。

A. 基本的事項は本冊子に記載があります。それでも不明な場合はクリーンライフ課までお問い合わせください。



Q. ごみの収集時間がいつもと違う。

A. ルートの変更等により収集時間が異なる場合があります。そのため朝8時までにお出しください。また、収集は16時頃まで行っています。16時を過ぎても収集に来ていない場合は申し訳ありませんがご連絡ください。

Q. 誤って貴重品を捨ててしまった。

A. もえるごみで捨ててしまった場合、収集車はそのまま焼却炉へと向かいます。申し訳ありませんが返却は不可能です。ただしもえないごみで捨てた場合、見つかる場合があります。クリーンライフ課までお問い合わせください。

Q. ごみ集積所のネットが欲しい。

A. 市で配布していません。詳しくは5ページ。

Q. 粗大ごみの代理搬入について（遺品整理や友人に頼まれたなど）

A. 他人の廃棄物を運搬するには許可が必要です。基本的にご本人以外の搬入はできません。詳しくは14ページ。